

# 長野市

## 原油価格高騰対策特別支援金

### よくある質問（FAQ）

<令和4年12月21日時点>

FAQについては随時更新します

※申請要領も必ず確認してください

長野市 商工労働課

（原油価格高騰対策特別支援金事務局）

電話：026-224-9703【8：30～17：15（平日のみ）】

## 目次

1 事業全般について .....	1
2 「建設業」について .....	2
3 「製造業」について .....	3
4 「道路貨物運送業」について.....	4

# 1 事業全般について

## 1-1 複数事業所を運営していますが、事業所ごとに給付対象になりますか。

事業所（店舗）ごとでなく、1事業者につき1回限りの給付となります。

## 1-2 所得税を電子申告したため、確定申告書に税務署の受付印が押されていません。どうしたらよいですか。

電子申告の場合、受付印は押印されません。その場合、確定申告書に受付日時及び受付番号が印字されていれば受付印とみなします。無い場合は、受付日時の印字された「受信通知（メール詳細）」を一緒にご提出ください。

詳細は [申請要領] P.17 又は P.19 をご確認ください。

## 1-3 事業を新たに始めたばかりなのですが、支援金の対象になりますか。

令和4年12月1日時点で事業を開始しており、長野市内に対象事業に係る事業所がある場合は支援金の対象となります。

なお、その場合の支援金額は10万円となります。

また、確定申告書類のかわりに、事業開始日のわかる「法人設立届」又は「開業届」及び直近の売上台帳等を提出してください。

## 1-4 本人確認書類について、転居や結婚等により運転免許証に記載された住所・氏名が申請書と一致しません。どうすれば良いですか。

運転免許証の裏面に変更後の住所や氏名の記載がある場合は、その写しを表面とともに提出いただくことで確認が可能です。記載がない場合は住民票の写しを提出してください。

## 1-5 ながの電子申請サービスから申請できますか。

ながの電子申請サービスから本支援金の申請はできません。本支援金に係る申請書類等の送付請求のみが可能です。

1-5 複数事業を営む場合の「前事業年度の売上高」は、対象事業分のみを記載すれば良いですか。

複数事業を営む場合も、全事業合計の売上高を記載してください。なお、主たる事業（売上高が最も多い事業）が対象事業でないと申請できません。

1-10 支給金はいつ頃口座へ振り込まれますか。

申請書類受理後、順番に書類審査を行い、内容に不備がない場合は、事務局から本支援金の交付決定と振込予定日を郵送で通知しますので、こちらでご確認ください。

## 2 「建設業」について

2-1 建設の設計管理のみを行う法人は対象となりますか。

日本標準産業分類の「L - 学術研究、専門・技術サービス業」に該当するため、対象外です。

2-2 請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所は建設業に該当しますか。

日本標準産業分類の「A - 農業、林業」に該当するため対象外です。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は建設業に該当します。

2-3 自社で製造したガラス、建具等を販売し設置する場合は建設業に該当しますか。

ガラス、建具等の取り付け工事のみを行う場合は建設業に該当します。

ただし、自社で製造したものを販売し、取り付け工事を行う場合は小売業に該当するため、対象外です。

## 3 「製造業」について

### 3-1 モノを製造して販売している場合、製造業に該当しますか。

「製造して、事業者に卸している」又は「製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している」場合は製造業に該当します。

ただし、「製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している」場合は小売業に該当するため、本支援金の対象外です。

### 3-2 モノを加工して販売している場合、製造業に該当しますか。

販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業、小売業に分類されるため、本支援金の対象外です。

○ 製造業に分類される例

例1：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す

例2：魚をさしみや切り身にして卸す 等

× 卸売業、小売業に分類される例

例1：魚の頭を切り落として販売

例2：茎わかめを仕入れて茎を切り落としてわかめのみを販売 等

### 3-3 工場等におけるキノコ、もやし等の栽培は製造業に該当しますか。

キノコ、もやし等の栽培は日本標準産業分類の「A－農業、林業」に該当するため対象外です。

### 3-4 自動車部品の修理を行う事業所は製造業に該当しますか。

修理を専業としている事業所、修理のために補修品を製造している場合も「自動車整備業」に該当するため対象外です。

ただし、機械修理工場といわれるものであっても、金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合は、製造業に該当します。

### 3-5 印刷を行う事業所は製造業に該当しますか。

主として印刷、製本、加工のみを行う事業所は製造業に該当します。

ただし、自ら発行、出版を行う事業所は日本標準産業分類の「G-情報通信業」に該当するため対象外です。

## 4 「道路貨物運送業」について

### 4-1 人を運んでいる場合（タクシーなど）は対象になりますか。

道路貨物運送業は貨物の運送を行う事業のため、タクシー業者・バス業者・運転代行業者等、人を運んでいる事業は対象になりません。